

医療法人社団明徳会 十全記念病院

通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団明徳会(以下「事業者」という。)が開設する十全記念病院(以下「事業所」という。)が行うみなし指定通所リハビリテーション及びみなし指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、ご利用者様の要介護状態又は要支援状態の軽減もしくは悪化の防止と、介護者の介助量の軽減を目的する。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は常にご利用者様の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを行います。また、自らその提供するリハビリテーションの質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。

(事業所の名称及び所在地)

第3条

病院名(事業所名)	医療法人 社団 明徳会 十全記念病院									
所在地	浜松市浜名区小松1700									
電話番号	053-586-1115(代) 053-586-1461									
FAX番号	053-586-1461									
介護保険事業所番号	2	2	1	7	2	1	0	4	7	1
代表者名	理事長 臼井 岳									
サービスを提供する地域	浜松市浜名区を中心に									

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条

職 名	資 格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	医師	1名以上	0名	1名以上	院内及び訪問・通所リハビリテーションの業務に当たる
理学療法士	理学療法士	2名以上	0名	2名以上	
作業療法士	作業療法士	1名以上	0名	1名以上	
言語聴覚士	言語聴覚士	1名以上	0名	1名以上	
健康運動指導士	健康運動指導士	0名	0名	0名	

(営業日及び営業時間)

第5条

営 業 日	平日
休 業 日	日曜日、祝日、年末・年始
営 業 時 間	午前 9 時 00 分～午後 5 時
サービス提供時間	午前 9 時～12 時 午後 2 時～5 時
サービス提供時間	1 時間以上 2 時間未満
延長の有無	対応不可

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条

利用定員	3 人/日 (単位ごと) 3 人/単位
------	---------------------

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第 7 条 事業の内容は、次の通りである

- 一 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
- 二 健康状態の確認
- 三 リハビリテーションマネジメント(介護給付)
- 四 運動機能向上(介護給付)

2 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

1回利用あたりの 料 金	要介護1:366単位(利用者負担額:1割負担の場合372円) 要介護2:395単位(利用者負担額:1割負担の場合402円) 要介護3:426単位(利用者負担額:1割負担の場合433円) 要介護4:455単位(利用者負担額:1割負担の場合463円) 要介護5:487単位(利用者負担額:1割負担の場合495円) ※要支援の方は月ごとの包括した料金となります。 要支援1:2,053単位/月 (利用者負担額:1割負担の場合2,088円) 要支援2:3,999単位/月 (利用者負担額:1割負担の場合4,067円)
送迎減算	片道につき－47単位(利用者負担額:1割負担の場合－48円)
リハビリテーション マネジメント加算(A) _イ	同意日の属する月から6月以内 1月につき560単位を追加(利用者負担額:1割負担の場合570円) 同意日の属する月から6月超 1月につき240単位を追加(利用者負担額:1割負担の場合244円)
リハビリテーション マネジメント加算(A) _ロ	同意日の属する月から6月以内 1月につき593単位を追加(利用者負担額:1割負担の場合603円) 同意日の属する月から6月超 1月につき273単位を追加(利用者負担額:1割負担の場合278円)
リハビリテーション マネジメント加算(B) _イ	同意日の属する月から6月以内 1月につき830単位を追加(利用者負担額:1割負担の場合844円) 同意日の属する月から6月超 1月につき510単位を追加(利用者負担額:1割負担の場合519円)
リハビリテーション マネジメント加算(B) _ロ	同意日の属する月から6月以内 1月につき863単位を追加(利用者負担額:1割負担の場合878円) 同意日の属する月から6月超 1月につき543単位を追加(利用者負担額:1割負担の場合552円)
運動機能向上加算 (要支援1・2 のみ)	1月につき225単位を追加(利用者負担額:1割負担の場合229円)
短期集中個別リハビリテー ション実施加算 ※対象者のみ	退院日もしくは介護保険認定日から3か月以内に限り 1日につき110単位を追加(利用者負担額:1割負担の場合112円)
理学療法士等体制強化加算	1日につき30単位を追加(利用者1割負担:31円)
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	1日につき6単位を追加(利用者1割負担:7円)
サービス提供体制強化加算Ⅲ1 要支援1	1月につき24単位を追加(利用者1割負担:25円)
サービス提供体制強化加算Ⅲ2 要支援2	1月につき48単位を追加(利用者1割負担:49円)
退院時共同指導加算	退院につき1回のみ600単位追加(利用者1割負担:613円)

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 8 条 利用者が通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする

- 一 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備などを破壊することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 二 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 通所リハビリテーション従業者は、リハビリテーション実施中に、利用者の病状などに急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 10 条 サービスの提供中に事故が発生した場合は、事前の打ち合わせにより市町村、主治医、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(非常災害対策)

第 11 条 事業者は、消防法に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

防火管理者は、施設職員に対して防火境域、消火訓練を実施します。

- ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回以上
- ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年1回以上
- ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

(苦情処理)

第 12 条 提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	地域医療連携室相談員(小澤・西子・小關・佐野) 053-586-1115 リハビリテーション部(鈴木良真) 053-586-1461
-------------------------------------	---

(個人情報の保護)

第 13 条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- 2 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- 3 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 事業者は、従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

(虐待防止に関わる事項)

第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業員に対し、虐待を防止するための研修を定期的(年 1 回以上+新規採用時)に実施すること。
- (4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合に、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規定は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月一部改訂。

令和 7 年 2 月 3 日一部改訂